

生駒市規則第 3 1 号

生駒市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(生駒市情報公開条例施行規則の一部改正)

第 1 条 生駒市情報公開条例施行規則 (平成 2 1 年 3 月生駒市規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) いこま市民パワー株式会社

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第 2 条 生駒市行政組織規則 (平成 6 年 7 月生駒市規則第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 3 環境モデル都市推進系の項に次の 1 号を加える。

(3) いこま市民パワー株式会社との連絡調整に関すること。

(生駒市法令遵守推進条例施行規則の一部改正)

第 3 条 生駒市法令遵守推進条例施行規則 (平成 1 9 年 1 0 月生駒市規則第 2 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) いこま市民パワー株式会社

附 則

この規則は、公布の日から施行する。